

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 4 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約の範囲内の町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 4 月 30 日に葉山町堀内 2247 番地の 2 において相手方の車両を損傷させた事故について和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- | | | |
|---|-------|---------------------------------------|
| 1 | 相 手 方 | 町内在住者 |
| 2 | 損害賠償額 | 149,446 円 |
| 3 | 和解の内容 | 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。 |

令和 8 年 7 月 14 日

葉山町長 山 梨 崇 仁